⑵　（控除）			
資産見返寄附金戻入	△　1,413,472		
入場料収入	△　774,340,055		
公募展事業収入	△　284,670,340		
不動産賃貸収入	△　111,983,195		
その他事業収入	△　134,242,455		
受託収入	△　33,313,685		
寄附金収益	△　9,936,813		
財務収益	△　734		
雑益	△　5,673,141		
臨時利益（固定資産売却益）	△　250,528		
臨時利益（過年度損益修正益）	△　3,108,632	△1,358,933,050	
業務費用合計			4,570,806,911
Ⅱ　損益外減価償却等相当額			
損益外減価償却相当額	2,372,346,977		
損益外固定資産除却相当額	93,845,028		2,466,192,005
Ⅲ　引当外賞与見積額			3,725,843
Ⅳ　引当外退職給付増加見積額			1,551,933
Ⅴ　機会費用			
国有財産等無償使用の機会費用	90,950,032		
政府出資等の機会費用	1,679,770,109		1,770,720,141
Ⅵ　行政サービス実施コスト			8,812,996,833

注　記　事　項

⑴　引当外賞与見積額の計算に使用した役職員の賞与見積額は次のとおりである。

平成20年度末　90,193,705円

⑵　引当外退職給付増加見積額の計算に使用した役職員の自己都合退職金要支給額は次のとおりである。

平成20年度末　820,526,626円

⑶　引当外退職手当増加見積額には、国からの出向職員に係る者が27名、△21,260,421円含まれている。

⑷　行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

・国有財産等無償使用の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料を参考に計算している。

・政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成21年３月末利回りを参考に1.340％で計算している。

○重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

展覧業務、美術工芸品等の収集、教育普及業務の一部に係る経費相当、退職手当、及び公務災害補償費の支払いについては、業務達成基準（当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

また、人件費相当及び上記に掲げる業務以外の業務に係る経費相当については、期間進行基準（一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　２年～50年

構築物　２年～50年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて計上しております。

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上方法

役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

４．退職手当に係る引当金及び見積額の計上方法

役職員の退職手当については運営費交付金より財源措置がなされるため、退職手当に係る引当金は計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職手当増加見積額は、自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による低価法によっております。

６．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

７．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国有財産無償使用の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成21年３月末利回りを参考に1.340％で計算しております。

８．リース取引の会計処理方法

リース料総額が3,000,000円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が3,000,000円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

９．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

○重要な会計方針の変更

１．減価償却方法の変更

当事業年度より、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ（平成12年８月（平成20年２月最終改訂）、総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会）Ｑ31－７を適用し、平成20年４月１日以降に取得した有形固定資産について、耐用年数経過時に備忘価額まで償却する方法に変更いたしました。これにより、当事業年度の損益外減価償却相当額が696,593円、減価償却費が307,702円それぞれ増加し、行政サービス実施コストが1,004,295円増加しております。

なお、経常利益及び当期純利益ならびに当期総利益には影響はありません。

また、セグメント情報に与える影響は、「セグメント情報」に記載しております。